

建築士事務所登録申請・届出提出書類一覧

凡例 ◎:個人・法人共に必要な書類 ○:法人のみ必要な書類 ●:個人のみ必要な書類

令和4年10月1日以降摘要

添付等書類名	事務所登録申請		変更届(変更内容)									備考				
	新規	更新 (注1)	法人・個人				法人			個人						
			事務所 名称	事務所 所在地	管理 建築士	所属 建築士	開設者 (代表者)	法人 名称	役員				開設者 氏名 (注2)			
									就・退任 役名 姓名							
建築士事務所登録申請書(第一面)	◎	◎														
所属建築士名簿(第二面)	◎	◎													所属建築士全員の記入が必要です。 建築士法第23条10の規定により、登録を受けていない建築士は業務を行うことができません。	
役員名簿(第三面)	○	○													役員全員の記入が必要です。 なお、ここでいう役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者をいい、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含みません。	
業務概要書(イ)	-	◎													新規登録の場合は不要です。 登録更新時、業務実績がなければ「該当なし」と記載してください。 建築士事務所が行った設計等の業務について最近のものから順次記入して下さい。1枚に収まらない場合は、他何件と記入することも可能。	
略歴書(ロ)	◎	◎			◎		○								登録申請者と管理建築士が異なる場合、略歴書を各々提出してください。 最終学歴から現在までの職歴を新しいものから記入して下さい。	
管理建築士の管理建築士講習の修了証の写し	◎	◎			◎										法定の(大臣登録の)管理建築士講習に限られます。 知事指定研修や法定の所属建築士の定期講習では認められません。	
登録申請者の誓約書(ハ)	◎	◎					○	○	○	○	○	○	○	●	日付は登録申請書と同一日で記入ください。	
定款	○	○	○	○				○							事業目的に「建築の設計及び工事監理」の記載があること。 新規登録時は、事業目的の中に「建築の設計及び工事監理」を入れてから申請してください。 定款(写し)は、原本と相違ない旨の証明、日付、法人名、代表者名の記載が必要です。	
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		目的に「建築の設計及び工事監理」の記載があること。 新規登録時は、目的の中に「建築の設計及び工事監理」を入れてから申請してください。 登記事項証明書は原本(おおむね3ヶ月以内のもの)を提出ください。ただし副本については写しでも可	
管理建築士の専任に関する誓約書	◎	◎			◎										※更新登録時にも提出してください。 なお、管理建築士が前職と切れ目がない場合は、退職証明が必要です。	
管理建築士の建築士免許証の写し	◎	-			◎											
建築士の定期講習の修了証の写し	◎	◎				◎									法定の(大臣登録の)建築士の定期講習に限られます。 所属建築士全員分の修了証の写しを添付してください。 ただし、変更の場合は、新たに所属建築士となった者のみ添付してください。	
事務所付近見取図	◎	-		◎											建築士事務所の所在する敷地が特定できる程度の縮尺で作成してください。	
戸籍抄本	-	-												注2 ●		
建築士事務所登録事項変更届	-	-	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	●	変更届は、変更があった日から2週間以内に届出をしてください。(建築士法第23条の5第1項) ただし、所属建築士の変更の場合は3ヶ月以内に届出をしてください。(建築士法第23条の5第2項) 役員の変更の場合は【別添1】、所属建築士の変更の場合は【別添2】の添付が必要です。
【別添1】 役員名簿	-	-						○	○	○	○	○	○			
【別添2】 所属建築士変更事項	-	-			◎	◎									新たに所属建築士となった者の「建築士の定期講習の修了証の写し」を添付してください。	
提出部数	正副 各1部		1部(変更届の受付の控を希望される場合は、変更届等の写しと送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。)													
提出方法	郵送可		郵送可									郵送は書類が揃っていることが前提となります。				
登録申請手数料 (払込金受領書)	一級建築士	¥17,000	(一社)山口県建築士事務所協会指定の銀行(山口銀行・ゆうちょ銀行)にお振込後、払込金受領書を貼付してください。													
	二級及び木造建築士	¥12,000	専用の払込用紙は、(一財)山口県建築住宅センター各事務所に備え付けてありますが、各銀行専用の払込用紙を使用されても構いません。													
注1. 事務所登録の更新は有効期間満了の30日前までに提出してください。(建築士法施行規則第18条)																
注2. 開設者の氏名変更は同一人に限ります。開設者が別人に代わる場合は「建築士事務所廃業等届」を提出し、新規に「建築士事務所登録申請書」の手続きをしてください。																